

# 12章 緑化推進

## 1 緑の保全

「みどり」は四季を通じてさまざまな表情を見せ、私たちの心をなごませてくれます。また、気象の改変、大気浄化、騒音の防止、災害防止等さまざまな効果をもっています。

幸い本市は自然環境に恵まれ、身近に「みどり」に接することができますので、この「みどり」を残し、さらには広げていく運動を続けていきます。

### ・八千代市ふるさとの緑を守る条例（昭和50年4月1日制定）

この条例は良好な自然環境を保全するとともに、健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりを推進するものです。

### ・環境保全林等

良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するために健康な樹林や樹容のすぐれた樹木を「環境保全林」又は「保存樹木」として指定しています。

区 分	箇所・本数	面 積
環境保全林	5箇所	16,255 m <sup>2</sup>
保存樹木	69本	—————

（令和7年3月31日現在）

### ○指定基準

環境保全林・・・市街化区域内の樹林及び市域の神社・寺院等の樹林で面積が500m<sup>2</sup>以上を有するもの。

保存樹木・・・環境保全林以外の樹木であって、原則として幹回り1.2m以上、または高さ10m以上の名木・巨木

### ・市民の森、子供の森、小鳥の森

環境保全林の考えをさらに発展させたものが「市民の森」、「子供の森」あるいは「小鳥の森」です。

今ある樹木をできる限り保存し、遊歩道やベンチなどの最小限度の施設を設けて市民のいこいや散策の場とし、また子どもの遊び場や小鳥の観察の場として広く市民に開放しているものです。

このうち、都市計画の位置付けのある森は恒久的な緑の確保を目的に順次用地を取得しています。その他の森は土地所有者よりお借りし、いずれも市において管理しています。

### 都市公園等施設状況

区 分		箇所数	面 積(m <sup>2</sup> )	備 考
都 市 公 園	街区公園	287	262,970	—
	近隣公園	13	225,439	—
	地区公園	1	43,758	—
	総合公園	1	108,291	—
	運動公園	1	130,612	—
	都市緑地	47	277,893	市民の森等8箇所含む
	緑 地	18	4,271	—
	緑 道	8	2,346	—
	小 計	376	1,055,580	—
そ の 他	児童遊園	1	1,001	—
	市民の森	2	10,916	—
	見 本 園	1	7,965	—
	そ の 他	2	6,002	—
	小 計	6	25,884	—
合 計		382	1,081,464	—

市民1人当たり都市公園等施設面積 5.23㎡ (令和7年3月31日現在)

## 2 緑化の推進

### • 開発行為における公園設置

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為において開発区域内に設置すべき公園、緑地または広場の面積を開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じ、開発区域面積の3%～6%の割合で設置することとしています。

### • 公共施設の緑化

公園、河川、道路、学校、保育園、その他の公共施設には緑化基準があり、これに従って可能な限り樹木を植栽しています。植栽する木は市の特性と実情に合ったものを選んで植栽しています。

また、市民の利用の多い施設には花壇やフラワーポットを設置し、四季折々の花を植えています。

### • 緑化協定

敷地面積または開発区域が500㎡以上10,000㎡未満（住宅の場合は500㎡以上100,000㎡未満）の土地において、建築行為または開発行為をしようとする土地所有者と締結し、良好な自然環境を保全し緑化の推進を図ろうという制度が緑化協定です。

① 工場の緑化

敷地面積または開発区域が500 m<sup>2</sup>以上の工場は敷地面積の10%以上を緑化し、公害防止の機能を持つ緑地の創出及び維持に努めることとしています。

② 建築物の緑化

敷地面積500 m<sup>2</sup>以上の娯楽施設、スポーツ施設、店舗などは接道部を中心に敷地面積の10%以上を緑化し、景観を重視した緑化に努めることとしています。

③ 住宅用地における緑化

敷地面積または開発区域が500 m<sup>2</sup>以上の住宅を建設もしくは宅地を開発する事業者は、一般戸建住宅にあつては接道部を中心に1 m当たり樹木3本以上の生垣を植栽すること、また集合住宅にあつては敷地面積の10%以上を緑化することとしています。

・(公財)八千代市地域振興財団

令和6年度は、八千代市地域振興財団として4年目を迎えました。緑の保全と緑化推進事業では、市の公園に造設した村上緑地公園の彼岸花の群生地維持管理などを行い、前年に引き続き、「やちよ彼岸花まつり」を開催するほか、良好な環境を維持するための草刈り事業として、あき地や駐車場などの草刈り業務(10件)を実施し、市民の良好な生活環境の維持に努めました。

このほか、市民の自発的な緑化活動を奨励するため、花いっぱい事業を行う市民団体等(22団体)に助成金の交付、門松用の松の伐採防止と緑化の啓発を目的に自治会を通じて門松カードの配布、人生の節目となる記念日に市の花バラの「購入助成券」189枚を贈呈、年12回の緑の講習会の開催、毎月開催する緑の相談会、写真コンクールなどの実施、ボランティア団体育成・援助事業として、自治会等の市民団体に年2回、2種類の花苗42,000本を無料で配布するなど、花と緑に囲まれた潤いのある街づくりを推進するため、様々な事業を実施しました。

また、新たに県立八千代広域公園の維持管理を千葉県から指定を受け、公園利用者が安全で安心して快適に利用できる公園の維持管理に努めました。

・八千代市緑の基本計画

都市緑地法により平成27年度を基準とした概ね20年の期間を設定し、将来の緑地の保全や都市緑化の推進、公園緑地の適切な配置や維持管理、生物多様性の保全など、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

## 「緑の都市宣言」

私たちは、先祖が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。この豊かな自然環境こそ私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと願う。

そのため私たち八千代市民は、失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、緑に囲まれ安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和62年5月23日

八千代市

### 3 八千代市第3次環境保全計画の進捗状況

八千代市第3次環境保全計画の進捗状況

環 境 指 標	基準年度値	現 状 値	中間目標値
	2019 年度	2024 年度	2025 年度
環境保全林面積	2.8ha	1.6ha	1.4ha
市民の森等 面積（緑地量）	106,075 m <sup>2</sup>	106,075 m <sup>2</sup>	106,075 m <sup>2</sup>
市民1人当たり公園等整備面積	19.04 m <sup>2</sup> /人	18.41 m <sup>2</sup> /人	19.50 m <sup>2</sup> /人
緑化協定数	415 件	359 件	415 件
環境美化ボランティア制度（公園数）	72 件	67 件	88 件